

令和5年(ワ)第17364号、令和5年(行ウ)第299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

第7準備書面

2024年8月29日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田善恭

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

同 西愛礼

本準備書面では、東京大学の齋藤宙治准教授の意見書（甲 B51）を証拠として提出するとともに、齋藤意見書の内容をすべて主張として援用する。

被告は、「社会的経験から出てくる思慮と分別」の有無という観点から 25 歳または 30 歳未満の者の被選挙権を制限することには合理的な理由があると主張する（被告準備書面(2)11~12 頁）。しかし、被告の主張を裏付ける立証は全くされていない。客観的根拠なく上記年齢未満の若者に思慮分別がないとする主張は、当該主張が被告の思い込み・偏見であることを意味している。本準備書面では、被選挙権年齢についての人びとの認識に関する実証実験結果をとおして、被告の主張が思い込みや偏見に基づくものであることを主張立証する。

第 1 齋藤准教授が実施した調査

1 調査の趣旨

齋藤准教授は、被選挙権年齢に関して、好ましい議員の特性に関する人びとの意識調査（実験 1）と、被選挙権年齢引き下げに関する人びとの意識調査（実験 2）の二つの調査を行った。当該各調査結果を報告するとともにその考察を加えたのが齋藤意見書である（甲 B51）。調査内容は以下のとおりである。

(1) 実験 1 について（同 6-8 頁）

- 実験 1 の目的は、国民が望ましいと考える議員の年齢を明らかにすることとされている。
- 年齢・性別・政党・学歴・出身地・印象など様々な項目をランダムに組み合わせた架空の議員のプロフィールを無作為にペアで提示して 2 人の人物（どちらも、過去の選挙には一度も立候補したことがない新人を想定）のうちどちらが議員としてより望ましいと思うかを選択する質問を 10 セット行い、回収したデータから、これらの項目が人びとの議員選好にどの程度影響するのかが分析されている。

- また、回答者全体を 1/3 ずつ、衆議院、参議院、及び市区町村議会の 3 つの群に無作為に割り付け、議会の種類によって傾向に違いが生じるか否かが分析されている。
- 回答者に示したプロフィールサンプルとプロフィール内の各項目に記載される人物属性の詳細は以下のとおりとされている。

○プロフィールサンプル

	人物 1	人物 2
所属政党	無所属	自由民主党
現在の職業	会社員	政治家秘書
最終学歴 (卒業または中退)	会社員	政治家秘書
年齢	57 歳	23 歳
性別	男性	女性
出身地	あなたが住む都道府県	他の都道府県
演説の印象	熱意がある	気さく

○プロフィールの属性 7 項目の詳細

所属政党	自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、みんなで作る党（旧・N 国党）、無所属
現在の職業	会社員、自営業、政治家秘書、タレント
最終学歴	高校、地方国立大学、早稲田大学、東京大学

(卒業または中退)	
年齢	19 歳、23 歳、25 歳、30 歳、42 歳、57 歳、66 歳 79 歳
性別	男性、女性
出身地	あなたが住む都道府県、他の都道府県
演説の印象	誠実そう、熱意がある、気さく、知的、風変わり

(2) 実験 2 について (同 6-8 頁)

- 実験 2 の目的は、被選挙権年齢の引き下げの賛否に関する国民の意識を明らかにすることとされている。
- 実験 2 では、回答者全体を被選挙権年齢引き下げに関連する情報教示を受けない A 群と、情報教示を受ける B 群乃至 D 群の 4 つの実験群に無作為で割り付けたうえで、衆議院、参議院、及び市区町村議会の 3 種類の議会について、現行の被選挙権年齢からの引き下げの賛否をそれぞれ 6 段階 (1:強く反対から、6:強く賛成まで) で質問している。そのうえで、A 群と B 乃至 D 群の回答結果が比較されている。
- B 乃至 D の各実験群に対して行った説明内容は以下のとおりとされている。

実験群	説明内容
A 群: 対照群	文章の追記はなし
B 群: 諸外国条件	参考までに、世界的には、選挙への立候補を 25 歳になるまで認めない国は少数派です。18 歳から立候補

	<p>を認める国が多数派であり、21歳から認める国も相当数あります。特に2000年代以降、各国で立候補できる年齢を引き下げる動きが活発であり、いくつかの国で18歳に引き下げられました。</p>
C群: 民主主義条件	<p>参考までに、仮に選挙に立候補したとしても、当選できるとは限りません。選挙ではあくまでも多数決によって、民主的に当選者が決められます。したがって、年齢で一律に若者の立候補を禁止する必要はなく、若者にも立候補を認めたいうえで、すべての候補者の中から一番適任な人を選挙で選ばなければならないかという考え方もあります。</p>
D群: 政策相違条件	<p>参考までに、若い政治家のほうが、若い世代向けの政策を推進する傾向があると言われています。実際のところ、国内外のいくつかの研究によれば、政治家の年齢が若いほうが、教育や子育て支援への予算配分が大きくなるなどの傾向があることが知られています。</p>

- ①「衆議院の議員に立候補できる年齢を25歳からもっと引き下げるべきだ」という意見に賛成か反対か、②「【市/区/町/村】議会の議員に立候補できる年齢を25歳からもっと引き下げるべきだ」という意見に賛成か反対か、③「参議院の議員に立候補できる年齢を30歳からもっと引き下げるべきだ」という意見に賛成か反対かという質問を行い、関連知識を与えた回答者（処置群）と与えなかった回答者（対照群）とで結果が比較されている。

2 調査の手法

上記各実験は、齋藤准教授が外部の調査会社に調査及び回収を委託して、全国のオンライン調査登録モニターを対象に質問票調査を実施したものである。本件調査では、以下の①と②という 2 種類の対象者に分けて回収目標件数を設定し、計 3,515 人から回答を得た。有権者の意識調査であるため、対象者は日本国籍を有する 18 歳以上の国内在住者となっている。調査の実施時期は 2024 年 3 月 15 日から 3 月 30 日である（同 4 頁）。

① 有権者全体サンプル

国内に居住する 18 歳から 79 歳までの日本人登録モニター 2,511 人が回答。国内の日本人の人口構成に比例するように、性別及び年代別（18～19 歳、20 代、30 代、40 代、50 代、60 代、70 代）に層化抽出した回答者であり、全国の日本人人口全体について代表性があるサンプルとなる。性別・年代以外の基本属性は、調査参加者に関する基本情報（甲 B51・23～24 頁）に記載のとおりであり、特段の偏りは見られなかったとされる（同 4 頁）。

② 若者拡張サンプル

国内に居住する 18 歳から 29 歳までの日本人登録モニター 1,004 人が回答。若者のデータを掘り下げて分析する目的で、29 歳以下の者のみさらに人数を拡張してサンプルを回収したものである。国内の日本人の人口構成に比例するように、性別及び年齢別（18～19 歳、20 代前半、20 代後半）に層化抽出した回答者であり、全国の 18 歳から 29 歳までの日本人人口について代表性があるサンプルとなっている。性別・年代以外の基本属性は、調査参加者に関する基本情報（同 23～24 頁）に記載のとおりであり、特段の偏りは見られなかったとされる（同 4 頁）。

なお、「有権者全体」の意識の分析においては、①18歳から79歳までの有権者全体サンプル2,511人の回答データが用いられている。「若者（20代以下のみ）」の意識の分析においては、①有権者全体サンプルに含まれる18歳から29歳までの回答者（380人）に、②若者拡張サンプル（1,004人）を加えた計1,384人の回答データが用いられている（同4頁参照）。

第2 被選挙権年齢を18歳と定めることは国民の意識に合致する（実験1の結果より）

1 実験1の2つの対象と調査項目

実験1は、全有権者及び20歳以下の若者それぞれを対象にして、7つの属性項目（1所属政党、2現在の職業、3最終学歴、4年齢、5性別、6出身地、7演説の印象）ごとに議員選好の傾向を確認し、国民が望ましいと考える議員の年齢を分析したものである。

2 全年代の有権者の回答結果から確認できること

全年代の有権者（20代～70代の回答者）の回答結果から次の点が確認されている。

第一に、対象となった8つの年齢（19歳、23歳、25歳、30歳、42歳、57歳、66歳、79歳）のうち「人々から最も選ばれやすい年齢は、30歳」であった（同2頁）。

第二に、19歳、23歳、25歳、42歳、57歳、66歳、79歳の人物は30歳と比べると、それぞれ13.47%ポイント、4.74%ポイント、3.32%ポイント、2.26%ポイント、6.83%ポイント、13.09%ポイント、29.44%ポイント選択される確率が低く、「66歳（マイナス約13%ポイント）や79歳（マイナス約30%ポイント）」といった高齢の人物は、大幅に不人気」である一方、「23歳や25歳は、30歳と比べて、選ばれる確率が数%ポイント低いだけ」であり「57歳と

比較した場合にも、23歳や25歳の人物のほうがむしろ好まれやすかった。

第三に、19歳の人物については、「25歳や23歳よりも選ばれにくく、30歳と比べて、選ばれる確率が約10%ポイント低」いものの、「年齢による人々からの強い拒否反応は見られず」、66歳の候補者やタレントの候補者（基準となる「会社員」からマイナス10.18%ポイント）、「風変わりな」印象の候補者（基準となる「誠実そう」からマイナス13.03%ポイント）と「同程度の不人気さ」であり、79歳（基準となる「30歳」からマイナス29.44%）あるいは不人気な少数政党に所属の人物（基準となる「無所属」からマイナス17.96%ポイント）よりは「むしろ好まれやすい」ことも明らかとなった。

第四に、議会の種類（衆議院、参議院、市区町村議会）により若い候補者が拒絶されるという傾向は認められなかったとされる。すなわち、現行の被選挙権年齢が30歳の参議院で人びとが若者候補者を拒絶する傾向や、地方議会に比べて国政で若者候補者が拒絶される傾向といった、議会の種類による違いは認められない（以上、全年代を対象とした回答結果については、甲B51・2～3、9～11頁）。

3 20代以下の若者を対象とした回答結果から確認できること

次に、20代以下の若者を対象とした回答結果からは次の点が確認されている。

第一に、有権者全体を対象にした場合と比べて、23歳と25歳の候補者の方が30歳候補者よりそれぞれ0.64%ポイント、0.31%ポイント支持率が高く「25歳や23歳の人物が、30歳と並んで、最も好まれやすい」結果となった。すなわち、法定の被選挙権年齢未満でも「若者の意識においては年齢による拒否反応は見られないどころか、むしろ議員として望ましい年齢だと考えられている」ことが明らかになった。

第二に、19歳の候補者（基準となる「30歳」からマイナス6.74%ポイント）は有権者全体の場合と比べて「マイナスは限定的」であり、大幅な選択低下が

認められた 66 歳（「30 歳」からマイナス 13.94 ポイント）や 79 歳（「30 歳」からマイナス 24.55%）といった「高齢の人物とは比較するまでもなく」、57 歳（「30 歳」からマイナス 8.49%）よりも 19 歳の人物のほうが好まれやすいことが確認された。

第三に、「参議院で、若い年齢の人物のほうがむしろ好まれる傾向」が認められた（以上、20 代以下の若者を対象とした回答結果については、甲 B51・3、11～14 頁）。

4 実験 1 に関する齋藤准教授の分析及び原告の主張

齋藤准教授は実験 1 の分析結果を踏まえて次のように考察する。

「現在の国民の意識の実態としては、議会の種類を問わず、現行の立候補年齢未満の 19 歳、23 歳、25 歳などの人物も、議員になることが十分に容認されているといえる。29 歳以下の若者たち自身の意識においては、そのようにむしろ若い年齢の人物のほうが議員として望ましいとすら考えられている。ひいては言い換えると、立候補年齢のあり方について、現在の国民の意識からは、現行の 25 歳や 30 歳という立候補年齢は支持されておらず、むしろ立候補年齢を引き下げることが支持されているといえる。そのうえで、立候補年齢を具体的に何歳まで引き下げるべきかについては慎重な検討が必要だが、上記結果からは、国民の意識においては、少なくとも 19 歳の人物は議員として十分に容認されているといえる。本実験では、実験設計上の制約で検証した最も若い年齢は 19 歳に設定したため（後記 2-1 参照）、厳密には 18 歳の議員の是非は検証できなかった。もともと、19 歳の議員と 18 歳の議員とで国民からの許容度が大きく異なるとは考えにくい。そうだとすれば、国民の意識の観点から考えると、選挙権年齢に合わせて、立候補年齢を 18 歳にまで引き下げることが十分に合理的だと思われる。」（甲 B51・3 頁。下線は引用者）

以上の分析により、人びとは高齢の候補者や年齢以外の要素で特徴付けられる候補者グループよりも 25 歳又は 30 歳に満たない人物の方が議員としてふさわしいと考えていること、人びとは年齢だけでない様々な要素から当該人物が議員にふさわしいかを考えていることが明確に示された。

25 歳又は 30 歳未満の者は「社会経験から出てくる思慮・分別」がなく一律に議員適性を欠くという被告の主張が、客観的根拠のない偏見に基づくものであり、また、本件規定により現行選挙制度が選挙人の求めるものとなっていないことが一層明らかとなった。

第 3 被選挙権年齢を引き下げが現在の国民の意識と整合すること（実験 2 の結果より）

1 実験 2 の対象と調査項目

実験 2 は、全有権者及び 20 歳以下の若者それぞれを対象にして、被選挙権年齢引き下げに関連する情報教示を受けない場合と、情報教示を受けた場合における被選挙権年齢引き下げの賛否について質問し、回答結果を分析したものである。

情報教示の内容ごとに、A 群（情報教示なし）、B 群（諸外国条件：選挙への立候補を 25 歳まで認めない国は少数派で、18 歳や 21 歳から認める国も相当数存在する）、C 群（民主主義条件：若者にも立候補を認めたいうえで、すべての候補者の中から一番適任な人を選挙で選べばよいのではないかと）及び D 群（政策相違条件：若い政治家の方が、教育や子育て支援など若い世代向けの政策を推進する傾向にある）の 4 つのグループごとの回答結果が分析された。

2 被選挙権年齢の引き下げは世代を問わず支持されている

被選挙権年齢引き下げの情報教示がなかった場合の回答からは次の点が確認されている。

第一に、回答者の年代を問わず有権者全体を対象にした実験では、衆議院については 56.85%、市区町村議会については 58.44%、参議院については 77.55% の回答者が被選挙権年齢引き下げに賛成（やや賛成・賛成・強く賛成の合計）と回答し、「衆議院・参議院・市区町村議会のいずれについても、立候補年齢引下げに賛成方向の回答者・・・が過半数」を越えた。

第二に、20 代以下の若者を対象にした実験では、衆議院については 68.51%、市区町村議会については 72.59%、参議院については 85.13% の回答者が被選挙権年齢の引き下げに賛成の回答をし、「他の年代と比べて、いずれの議会についても、立候補年齢引下げに賛成する傾向」が認められたとのことである。

第三に、参議院については立候補年齢引き下げの賛成割合が年代を問わず「77.55%」、20 代以下の若者は「85%」と、大多数を占めたという（以上、情報教示がなかった場合について甲 B54・1 頁、16~19 頁）。

このように、情報教示がない場合でも、被選挙権年齢の引き下げについては世代を問わず過半数が支持しており、特に 20 代以下の若者は引き下げを支持する傾向が強いことが明らかとなった。

3 被選挙権年齢の引き下げを支持する全体的傾向を裏付けるその他の要因

被選挙権年齢引き下げの情報教示が行われた場合の回答からは次の点が確認された。

第一に、「情報教示によって、立候補年齢に対する人々の意見には一定程度の変化が生じる」が、A 群（情報教示がなかった場合）と C 群・D 群（情報教示があった場合）の平均値の差は「6 段階の尺度（1~6）による得点のうち、0.1~0.2 程度の変化」であるから「全体的に見ると、さほど大きな変化ではな」く「人々の意見・・・は、情報教示・知識の有無によってさほど左右されない、ある程度安定したもの」であることが明らかとなった（以上につき同 1 頁、19 頁）。

第二に、C 群（民主主義条件：若者にも立候補を認めたいうえで、すべての候補者の中から一番適任な人を選挙で選ばよいいのではないか）に関する情報提供を受けたグループでは、被選挙権年齢の引き下げに「強く賛成」との回答割合の増加が認められた。具体的には衆議院について 11.61%（情報提供なし：8.76%）、市区町村議会 11.76%（情報提供なし：8.44%）、参議院 16.22%（情報提供なし：11.78%）が「強く賛成」と回答し、情報提供をしなかった場合と比べて「3~4%ポイント前後の増加」が認められた。このことから「立候補年齢を制約することの必要性に疑問を投げかけるような考え方（若者にも立候補を認めたいうえで、すべての候補者の中から一番適任な人を選挙で選ばよいいのではないか）に接することによって、（自身の意見に確信を強めて）強く賛成になる人が一定数生じ」ることが明らかとなった（以上につき同 2 頁、20~22 頁）。

第三に、情報教示により「40 代以上で子なし」の回答内容に変化が生じた。自身に子がいない場合には若者の権利を広げる制度変更に反対する可能性が高いため、「40 代以上で子なし」の回答者を抽出した分析が行われている。関連情報を開示しなかった場合、「40 代以上で子あり」の回答者の平均値（3.64）よりも子なしの回答者の平均値（3.44）の方が低かった。一方で関連情報を提供した場合「3 つの介入群においては、子なしの回答者（3.69、3.75、3.77）も子ありの回答者（3.78、3.68、3.78）とほぼ同水準の得点まで上昇」した。齋藤准教授はこの点について「若者の立候補年齢に普段さほど関心がない層の人々」が「デフォルトの状態（対照群）」で被選挙権年齢引き下げへの賛成が弱いのは「単に自身に直接関係ない社会問題に対するある種の無関心さに起因するものであって・・・明確な反対の意見を持っているわけではない」と分析する（以上につき同 2 頁、20~22 頁）

第四に、関連知識の提供により 60 代の高齢者の数値にも変化が見られた。関連情報を提供しなかった A 群の平均値が 3.50 であったのに対して、B 群（諸外

国条件：選挙への立候補を 25 歳まで認めない国は少数派で、18 歳や 21 歳から認める国も相当数存在する）、D 群（政策相違条件：若い政治家の方が、教育や子育て支援など若い世代向けの政策を推進する傾向にある）を教示した場合の平均値はそれぞれ 3.76、3.67 であり 1.5~2 ポイントの上昇が見られた。齋藤准教授はこの点について、これらの条件は 60 代以上の高齢者層等からすると「自分自身にとっては直接的には不利になりかねない情報である」としたうえで「それにもかかわらず、この情報提示によって、年齢引下げの賛成割合」が「上昇した」のは「若い世代向けの政策を推進すること自体については、社会全体の人々が支持しているのではないかと考えられる」と分析する（以上につき同 2 頁、20~22 頁）。

4 実験 2 に関する齋藤准教授の分析及び原告の主張

齋藤准教授は実験 2 の分析結果を踏まえて次のように考察する。

「現在の国民の意識の実態としては、現行の 25 歳や 30 歳という立候補年齢は支持されておらず、むしろ立候補年齢を引き下げることが支持されているといえる。若者の立候補年齢に普段さほど関心がない層の人々であっても、年齢引き下げの意義を考えさせるような問題意識・情報を提示した場合には、引き下げに賛成に転じ得ることも示唆された。さらに、29 歳以下の若者回答者では、立候補年齢引き下げに賛成する傾向がより強かった。」（同 2 頁。下線は引用者）

「25 歳（衆議院・市区町村議会など）や 30 歳（参議院・都道府県知事）という現行の立候補年齢は、現在の国民の意識とは整合しない。すなわち、今日において、現行の立候補年齢を定める法律の立法事実を支える社会通念は存在しない。むしろ、立候補年齢を引き下げることが、現在の国民の

意識と整合する。」（同 1 頁）

以上の分析のとおり、人びとの年齢や属性、前提知識の有無に関わらず、国民全体が被選挙権年齢の引き下げに賛成していることが明確に示されている。この結果は、人びとが、現行の被選挙権年齢未満の者にも議員特性があると考えている（少なくとも、ないとは考えていない）ことを意味しており、25 歳又は 30 歳未満の若者は一律に議員適性を欠くとの考えを前提とする本件規定や本件規定を踏まえた被告の主張は、国民意識に反するものであることが明らかとなった。

また、被選挙権年齢引き下げの意義を考えさせるような情報を提供することで 40 代子なしや 60 代以上といった元々賛成傾向が低い層の賛成傾向が強化されたという事実からは次の点が明らかにされた。すなわち、賛成傾向を強めた層の中には元々引き下げに反対していた人びとも含まれるが、これらの人びとがなぜ考えを転向したのかといえ、それは、現在の法定年齢未満の若者に議員適性がないと考えていたことが、自身の思い込みや偏見に基づくものであったことに気がついたからに他ならない。このような層が存在するという事実それ自体が、本件規定自体も立法当時の国会議員や官僚の偏見や思い込みに基づき形成されたものであることを強く裏付けている。このように、齋藤准教授による調査及び分析は、本件規定が単に合理性を欠くというだけでなく、本件規定が偏見に基づくものであることを裏付ける積極的事実の存在を明確に示した。

第 4 結語

以上のとおり、齋藤准教授意見書は、計量的手法を用いた意識調査の結果から、①すべての世代の人々が現行の被選挙権年齢の引き下げを支持していること、②無関心層も情報教示で引き下げ賛成に転じる傾向があり、引き下げに強く反対する人びとは少ないこと、③19 歳を含む若年層も議員として社会から十

分容認されていること等が分かり、人びとは法定年齢未満の若年候補者も代表者としてふさわしいと考えていることを明らかにした。

被告主張を裏付ける研究結果などの「科学的根拠や知見」（訴状 31 頁）はこれまで国から一度も示されたことがなかった。この事実は、船田元議員が「衆議院が 25 歳、参議院が 30 歳、なぜなのか、誰も答えられません」と発言（甲 7 別表 1: 第 189 回「国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」〔自民党船田元衆議院議員発言〕（平成 27 年 6 月 2 日）：甲 A7・3 頁）していること等を踏まえると、本件規定の合理性を裏付ける客観的根拠が存在していないことが強く裏付けられる。そして、齋藤准教授の実験結果によって、25 歳又は 30 歳に満たない若者は「社会経験に基づく思慮・分別」がないという説明は思い込みと偏見に依拠したものであり、しかも、その思い込みや偏見が国民の認識にも反するものであるということが実証された。むしろ選挙人としては若者に投票したいと考えており、本件規定は選挙人の要望とも食い違うものとなっている。

18 歳以上 25 歳または 30 歳未満の若者には議員に相応しい思慮分別がないということを根拠に設けられた本件規定は、客観的根拠を欠く偏見によるものであり、少なくとも今日において本件規定に合理性がないことは明らかである。

以 上